

## 議長

農業委員現在数13名、出席12名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。  
これより令和7年度第12回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第10番 梅田委員さん、第11番 石川委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

2月26日 行政視察で神奈川県平塚市に加藤会長、他会員の皆さまと行ってきました。2月27日 第5回農業対策振興協議会が市役所会議室で開催され、加藤会長、久保田農政部会長にご出席をいただきました。3月17日 東京都農業会議の第138回通常総会が、ホテルエミシア東京立川で開催され、加藤会長にご出席をいただきました。3月19日 農業振興地域整備促進協議会・担い手育成総合支援協議会が市役所会議室で行われ、石川職務代理にご出席をいただきました。また本日3月25日 総会の前に経営部会を、こちらの会議室で行いました。  
諸報告につきましては以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、野村委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号2番 野村です。

整理番号1番について説明します。

3月18日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

## 委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は自宅前の畑で、梅の木が24本、ブルーベリーが5本、柚子の大きい木が1本植栽されており、梅の木の選定がよくされていました。下草の問題もなく、果樹畑として問題なく管理されていました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に、整理番号2番、3番について、八木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番 森田です

整理番号2番について説明します。

3月17日 本人の息子さん立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは自宅前の畑で、古い梅の木が7本、ここで植えた梅の木が6本、栗の木が6本、幼木が3本ここで植えたということです。タラの芽とワラビを栽培して、空いているところにネギなどを作っていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

これは一段の畑で、主に菜花がきれいに咲いていました。あと、タラの芽とフキを作っていました。菜花が終わった後は、里芋を栽培される予定で、空いているところはナス、スイカを作る予定だそうです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは日陰の畑になります。タラの芽が主で作ってありました。間にほうれん草、

フキが植えてありました。

地番、地目畑、面積

ここは主に、菜花、ノラボウ、タラの芽、ワラビが植えてあり、その後はスイカを作るそうです。

地番、地目畑、面積

ここにはブロッコリー、ネギ、ニンニク、アスパラ、キャベツが植えてあり、これからはサツマイモを作る予定だそうです。全体的にきれいに管理されておりました。なるべく手のかからない、収穫してグリーンセンターに出荷するのに楽なものを作りたいということでした。

整理番号3番について説明します。

3月19日 本人の息子さん立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

現在はタマネギとニンニク、ジャガイモを作っていました。その後は、里芋とサツマイモを作る予定だそうです。いのししが出るので電気柵の用意がしてあり、もう少ししたら電気を通すと言っていました。この方は、私の前の農業委員でして、とても良く管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に、整理番号4番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号4番について説明します。

3月18日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一段の畑でして、梅が30本、柚子が10本、柿が2本、南天が少し植え

## 委員

てありました。ごく一部に耕作されている所がありまして、ここにはネギが少し残っていましたが、今後ジャガイモなどを作っていくとおっしゃっていました。ここは急傾斜地なのですが、特に問題なくきれいにされておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番



## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

ブルーシートが写っている写真がありますが、先月2月の時点で申請がありまして、現地に確認に行ったところ、そこに建物がありました。六畳一間くらいの建物があり、これではとても申請出来ませんよと伝えました。どうするのかなと思っていたら、畑に戻すということで解体されまして、今はコンクリートがありますけれども除去して戻すということでした。どちらがよかったのか？分筆して宅地にしてしまった方が良かったのではないかと思うのですが、本人が畑に戻すということで、建物を除去した形で今回の申請にいたりました。露地野菜をしていくそうです。しばらく見守っていいのかなと思います。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進 計画案について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。



## 事務局

と考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると思います。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると思います。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると思います。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、3月19日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

それでは、整理番号2番を御説明いたします。

**整理番号2番** 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第3号別紙3を御覧ください。

こちらは利用権の更新で新規の申し込みとなり、設定する権利は使用賃借権です。契約期間は 2026年5月1日から2031年4月30日までの5年間です。



## 議長

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明はございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

事務局の説明の通りです。

ここは前はお茶畑で根がはっていると思うので、この1年は根を抜くことくらいしか出来ないと思います。その後はハウスで栽培をしたいと言っていました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号2番について、影山委員さんが休みなので事務局から補足説明をお願いします。

## 事務局

現状は1500㎡ほど栽培をされています。一部貸借になっているのですが、一段の畑になっています。畑の肥培管理も問題ないと影山委員から報告を受けています。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規

定による農用地利用「集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴わない農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第4号 別紙1》の申請書を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

次に、《議案第4号 別紙2》の理由書を御覧ください。

申請理由としては、本家住宅への進入路拡張のため、既存の公衆用道路を挟む形で拡張し、4mの道路に拡張するものです。

次に、《議案第4号 別紙3》の土地利用計画図を御覧ください。

図の様に、住宅までの進入路を拡張する計画となっています。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

## 事務局

なお、現地調査でございますが、3月19日に高山委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

以上で事務局の説明は終わりましたが、議案5号と同じ案件なので、そのまま続けて事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第5号 別紙1》の申請書を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

次に、《議案第5号 別紙2》の理由書を御覧ください。

申請理由としては、本家住宅の方に親族の方が多く住まわれているので分家住宅を建築いたしまして、ここに定住したいということで申請があがっているということです。市街化区域に土地建物は所有しておらず、申請地のみが建築基準を満たしているということで、代替性の有無を検討していただきまして今回申請の方をあげていただいているところです。

土地利用計画図の通り、市道に面した場所に分家住宅を建築する予定となっております。こちらは昨年の5月の農業委員会で説明をさせていただいています。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、3月19日に高山委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

以上で事務局の説明は終わりました。

## 議長

議案4号と5号について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号9番 高山です。

議案4号と5号の補足説明します。

2年越しの計画で、これで許可が出ていただければ、せっかく若い夫婦が田舎に住んでもらえるのに、なかなか許可が出ない、建物が出来ないということで、だいぶイラついている状況がありました。今回の計画自体も地図でご覧のように、南側に成木川があり、建物はなるべく北側にと、そして北側の残る農地は今現在はワラビ畑です。その一部をこのような形で、分家住宅を作りたいということで、もともと農用地というのが知らされていないというか、承知していないというか、部分的に自家用車置場を作り、その取り壊しがあったり、分家住宅に入っていく道の反対側の部分に水路があって、600くらいのU字溝が並んでいたのですが、この線形を直しているんです。どういうことかといいますと昔の公図に合わせるといようなことがあったようなのですが、そういったところまで直さないと転用が出来なかったということになるんです。すべて農用地というものが承知されていないから、かまわず作ってしまったとかということが起こりうるのかなという気がするんです。

## 委員

いずれにしても見通しができたということで、今回はぜひご賛同いただいて、若い夫婦が平和に住めるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 議長

自分たちもわかりやすく農用地を伝えられる方法があればいいなという気持ちはあります。

## 榎戸委員

農振農用地の審議委員で都庁の方へ年に2回ほど行くのですが、この高山委員の話が出たときに、東京都の担当の方には、お話を聞いていたので、今現在住まわれている方で、わかっていない方がいらっしゃるのでは、このようなことがあったとき担当の方が現地に行って、丁寧に説明をして欲しいと伝えましたので、改正されていくといいなと思ひます。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、5件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 については、5件で3ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「耕作証明書について」は、2件で4～5ページに記載されたとおりです。

次に、その他事務処理に関して、「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時35分から開会いたします。